毎週火・金曜日発行



目

次

告

示

報

公

土地収用法による事業の認定 (二三七・建設管理課)

告 示

秋田県告示第二百三十七号

定により、次のとおり事業の認定を行ったので、同法第二十六条第一項の規定に基づ 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。) 第二十条の規

ţ 告示する。

秋

平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

起業者の名称 本荘市

事業の種類 緑地・広場整備事業

起業地

収用の部分 秋田県本荘市神沢字冷水地内

使用の部分 なし

兀 事業の認定をした理由

(以下「本件事業」という。) に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。 平成十四年十一月二十七日付けで本荘市より申請のあった緑地・広場整備事業 法第二十条第一号の要件への適合性について

に関する事業に該当するため、 本件事業は、 法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する緑地、 法第二十条第一号の要件を充足すると判断され 広場

法第二十条第二号の要件への適合性について

境の形成を図ることを目的として行われるものである。 本件事業は、 漁業集落における生活の利便性の向上を図り、 漁村地域の定住環

能力があるものと認められる。 る権能を有する主体であり、かつ、農林水産省所管一般会計及び本荘市一般会計 において予算措置が講じられていることから、本件事業を遂行する充分な意思と 起業者は農林水産大臣より整備事業基本計画の承認を得て、本件事業を施行す

法第二十条第三号の要件への適合性について 以上により、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

図り、漁村地域の定住環境の形成に資することを目的に、平成七年度に農林水 環として施行するものである。 産大臣より承認を受けた整備事業基本計画に基づく漁業集落環境整備事業の一 集落における漁港利用の向上並びに生活の安全性、利便性及び快適性の向上を 本件事業は、漁業振興の基盤たる漁港の機能を十分に発揮させるため、漁業

性も有する状況にある。 住民の地域活動、余暇の有効活用及び健康増進の面で支障を来している。 り、コミュニティ広場及び災害時の避難場所が整備されていない状況にあり、 として指定されているほか、住宅が密集しているため、火災による延焼の危険 た、同区域は、本荘市地域防災計画において、津波、高潮による被災予想地域 当該整備事業基本計画の区域は、漁業集落特有の狭あいな地形が制約とな ま

時の避難場所の確保も可能となる等の総合的な定住環境の整備が図られること により、潤いのある快適な住環境が創出されることとなる。 本件事業の施行により、積極的かつ自発的な地域活動の推進が図られ、災害

認められる。 以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると

の影響は小さいものと考えられる。 ら、工事期間中の騒音による周辺環境への影響が考えられる。しかしながら、 本件事業の起業地は、その周辺に民家が密集していないことから、周辺環境へ 一方、本件事業は、起業地において造成のため一部切土が行われることか

また、本件事業の起業地を選定するに当たっては、候補地として、二箇所存 よって、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ア整備事業基本計画の区域内において、 在するが、 交通の利便性及び立地環境が良好な

支障物件の多寡、 造成の必要性及び附帯工事の有無から、事業費の経済性

が優れていること。

1

等の基準により候補地の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、二案中

であると認められる。 件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとと もに、3で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切

以上により、本件事業は、 法第二十条第三号の要件を充足すると判断され

法第二十条第四号の要件への適合性について

(四)

(1 て、事業効果を早期に発現する必要があるものと認められる。 気軽に利用できる施設の整備が望まれており、また、災害時の危険性を回避 近年、余暇時間の有効利用方策が要望される中において、当該地域住民から 住民が安心して暮らせる生活環境を整備する必要性が認められる。よっ

囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないた **業効果を発現するために必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範** また、本件事業に係る起業地の範囲は、整備事業基本計画に基づき、本件事 収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

があると認められるため、法第二十条四号の要件を充足すると判断される。 以上のような状況にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要

足すると判断される。 (\_)から四までにおいて述べたように、 本件事業は、 法第二十条各号の要件を充

(五)

定をするものである。 以上の理由により、 本件事業について、 法第二十条の規定に基づき、 事業の認

本荘市役所農林水産課 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

五

者 秋 田

発 行

秋田市山王四丁目 県

購読料金

一月三千五百円 番 号

印

印

刷 刷 所 者 

古紙配合率100%

と認められる。 交通の利便性が良く、経済性においても優れていること等から最も適切である (1)で述べた得られる利益と2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、 本

2